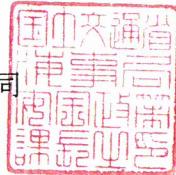


国海安第149号
令和元年12月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
森 有司



船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正について（通知）

船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正が令和元年12月24日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

令和元年12月
国土交通省海事局
安全政策課

船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、旅客船及び貨物船の安全性の向上等を目的とした、1974年の海上における人命の安全のための国際条約の改正案が採択され、同条約は令和2年1月1日に発効予定である。我が国においても同条約の改正内容等を担保するため、船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第339号）等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の消防・構造要件の新設
暴露甲板上にヘリコプターが発着できる場所を有する船舶を対象として、当該甲板からの火災の拡大を抑えるため、専用の泡消火装置の技術基準を新設する。また、暴露甲板上にヘリコプターが常時発着できる場所に設ける排水設備及び仕切り壁の要件を定める。
- ② 自動スプリンクラ装置の水質管理義務の新設
旅客船等に備え付け義務のある自動スプリンクラ装置の目詰まりを防ぐために水質の仕様に留意することを義務化する。
- ③ その他
その他所要の改正を行う。

3. 改正対象法令

- 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（①関係）
- 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）（①関係）
- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）（①②関係）
- 航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）（③関係）
- 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成20年国土交通省告示第1458号）（③関係）

4. 今後の予定

公 布 : 令和元年12月24日
施 行 : 令和2年1月1日

○国土交通省告示第 号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第四条、船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）第二百四十六条の四及び第二百四十六条の四十八の一、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条及び第四十三条の四、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第五十二条第一項並びに船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第七十七条第一項の規定に基づき、船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽一嘉

船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部を改正する告示

（船体及び排水設備の材料の要件を定める告示の一部改正）

第一条 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。



改正後		改正前	
別表第6（第6条関係）		別表第6（第6条関係）	
管 の 種 類	材 料	管 の 種 類	材 料
排水管及び 排出管	上甲板より下方の船側外板を貫通するもの 回転翼航空機甲板（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第二十四号の回転翼航空機甲板をいう。）に設けられるもの（上甲板より下方の船側外板を貫通するものを除く。） その他の排水管	鋼	上甲板より下方の船側外板を貫通するもの その他の排水管 鋼、銅、銅合金又は鋳鉄
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(航海用具の基準を定める告示の一部改正)

第一条 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改 正 後	改 正 前
<p>第二条 船灯及び換船信号灯の要件に係る規程第百四十六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一、次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>イ イ (略)</p> <p>ロ イの色は、第一号表上欄に掲げる色の種類ごとに、日本産業規格測色第3部：CIE三刺激値のXYZ表示色系における色度図において、同表下欄に掲げる領域内の色度を有するものであること。</p> <p>2 二・二・二 (略)</p> <p>3 二・三 (略)</p>	<p>第二条 船灯及び換船信号灯の要件に係る規程第百四十六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一、次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>イ イ (略)</p> <p>ロ イの色は、第一号表上欄に掲げる色の種類ごとに、日本産業規格測色第3部：CIE三刺激値の色度図において、同表下欄に掲げる領域内の色度を有するものであること。</p> <p>2 二・二・二 (略)</p> <p>3 二・三 (略)</p>
<p>第三十七条の二 規程第百四十六条の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 検知器は、最高区画喫水（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第一条第十二項における最高区画喫水をいう。）における船舶の毎センチメートル排水量（立方メートル）を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあっては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されていること。</p> <p>2 二 (略)</p>	<p>第三十七条の二 規程第百四十六条の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 検知器は、最高区画喫水（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第一条第十一項における最高区画喫水をいう。）における船舶の毎センチメートル排水量（立方メートル）を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあっては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されていること。</p> <p>2 二 (略)</p>

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
<p>第一章 (略)</p> <p>第二章 消防設備の要件</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>第七節の二 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置 (第十七条の二)</p> <p>第八節～第十五節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>(自動スプリンクラ装置)</p> <p>第十六条 自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一～三 (略)</p> <p>四 スプリンクラ装置内部の目詰まりを防止するための適当な措置が講じられてゐること。</p> <p>五 (略)</p> <p>第七節の二 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置</p> <p>(固定式回転翼航空機甲板泡消火装置)</p> <p>第十七条の二 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 手動で作動するものであること。</p> <p>二 二個以上のモニター及び二個以上の持運び式発泡ノズルにより泡が放出されるものであること。ただし、管海官庁が差し支えないことを認める場合には、この限りでない。</p> <p>三 各モニターは、第六号の泡溶液の供給率における泡の放出率の五</p>	<p>第一章 (略)</p> <p>第二章 消防設備の要件</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第八節～第十五節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>(自動スプリンクラ装置)</p> <p>第十六条 自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一～三 (略)</p> <p>四 (新設)</p> <p>五 (略)</p>
<p>十ペーセント以上の放出率であり、かつ、毎分五百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率以上の放出率で泡を放出することができるものであること。</p> <p>四 持運び式発泡ノズルは、次の要件に適合するものであること。</p> <p>イ 回転翼航空機甲板のいずれの部分にも遙ることができるホース (管海官庁が適当と認めるものに限る) を有し、当該ホースをリールに巻いて添えていること。</p> <p>ロ 每分四百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率以上の放出率で泡を放出することができること。</p> <p>五 すべてのモニター及び持運び式発泡ノズルから泡を放出した際の無風状態における放出距離が十五メートル以上であること。</p> <p>六 泡溶液の供給率は、回転翼航空機甲板面積 (回転翼が回転する場合の回転翼航空機の最大寸法により算出される面積をいう) の一平方メートル当たり毎分六リットル以上の率であること。</p> <p>七 泡原液の量は、前号の供給率で五分以上泡を発生するために十分な量であること。</p> <p>八 制御装置をすべてのモニター及びリールに備え付けていること。</p> <p>九 前号の規定により備え付ける制御装置のほかに、泡を放出する場所における火災によって遮断されるおそれのない位置に制御装置を備え付けていること。</p> <p>十 泡の放出率が、泡の放出開始後三十秒以内に、管海官庁が適当と認める放出率に達することができるものであること。</p> <p>十一 開放甲板上で通常起こりうる温度変化、振動、温氣、衝撃及び腐食に耐えることができるものであること。</p> <p>十二 第十三条第五号に掲げる要件</p> <p>(回転翼航空機着船区域における消防設備)</p> <p>第三十九条の二 根則第四十二条の四の旨で定める要件は、次のことなりとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる回転翼航空機の全長の区分に応じ、それぞ</p>	<p>(新設)</p>

れ同表の下欄に掲げる供給率における泡溶液の放出率以上の放出率で泡を放出できるものであること。

回転翼航空機の全長	供給率
十五メートル未満	毎分二百五十リットル
十五メートル以上二十四メートル未満	毎分五百リットル
二十四メートル以上三十五メートル未満	毎分八百リットル

二 泡原液の量は、前号の供給率で十分以上泡を発生させるために十分な量であること。

三 特選式発泡ノズルを備えていること。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正)

第四条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重縁線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(回転翼航空機甲板の防火措置)</p> <p>第四十三条の二 規則第五十二条第一項の告示で定める仕切りは、A六〇級のA級仕切りであることとする。</p>	<p>(新設)</p>

- 11 -

(船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の一部改正)

第五条 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成二十年国土交通省告示第千四百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



- 12 -

改 正 後	改 正 前
<p>(動力ビルジポンプ)</p> <p>第十一条 標準第七十七条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 各動力ビルジポンプは、次の要件に適合するように配置されていること。 イ・ロ (略) ハ 船の長さが九一・五メートル以上又は標準数が三〇以上の船舶にあっては、次のいずれかの方法により動力ビルジポンプ及びその動力源が配置されていること。</p> <p>二 (1) (2) (略)</p>	<p>(動力ビルジポンプ)</p> <p>第十一条 標準第七十七条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 各動力ビルジポンプは、次の要件に適合するように配置されていること。 イ・ロ (略) ハ <u>区画についての船の長さが九一・五メートル以上又は標準数が三〇以上の船舶にあっては、次のいずれかの方法により動力ビルジポンプ及びその動力源が配置されていること。</u> (1) (2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船体及び排水設備の材料の要件を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船体及び排水設備の材料の要件を定める告示別表第六の規定にかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示第十六条第一項第四号、第十七条の一及び第三十九条の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船については、第四条の規定による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第四十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和六年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第五条の規定による改正後の船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示第十二条第一号ハの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の船舶であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。